辍

髙和果公報

 発
 行

 高
 知

 点
 知

 力
 日

 2
 2

 毎
 2

 回
 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示

ページ

○共同漁業及び区画漁業の免許

(漁業管理課)

告 示

高知県告示第544号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、次のと おり共同漁業及び区画漁業を平成25年9月1日に免許した。 平成25年9月1日

高知県知事 尾﨑 正直

◎共同漁業権(第一種)(5件)

漁画示の番び番び番の公号免号	漁業権者の住所及 び氏名(法人にあ っては、名称及び 代表者の氏名)	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内共第 101号	吾川郡いの町4055 番地 5 仁淀川漁業協同 組合 代表理事 麻岡 博	平255高県示37号とり成年月知告第3のお	なし	平成 25年 9月 1か が成 35年 8月 31日 で
内共第 102号	須崎市西町一丁目 14番2号 新荘川漁業協同 組合 代表理事 森 勲	JJ	n	"

内共第 103号	四万十市鍋島1044 番地1 四万十川下流漁 業協同組合 代 表理事 沖 階 吉	II	, n	JJ
内共第 104号	宿毛市橋上町橋上 ヲカハタケ1038番 地1 松田川漁業協同 組合 代表理事 篠原 充廣	11	"	II
内共第 105号	四万十市中村四万十町25番地 四万十川中央漁業協同組合山山静夫 四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協用下流漁大時間。	n	,,	n

◎共同漁業権(第五種) (17件)

漁場 動のの公号 のの公号 のの公号 のの公号 のののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 のののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 ののののできる。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 のののできる。 のので。 ののできる。 ののできる。 ののできる。 のので。 。 のので。 のので。 。 のので。 のので。 のので。 。 のので。 。 のので。 。 のので。 。	漁業権者の住所及 び氏名(法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)	免許 の内 容	制限又は条件	存続期間
内共第 501号	安芸郡東洋町野根 丙1428番地1 野根川漁業協同 組合 代表理事 前川 泰男	平 25 5 高 県 示 3 7 3 7 9	火光その他の照明 を利用する網(網 口の周囲が1メー トル以下のすくい 網を除く。以下同 じ。)、まき網、 地びき網、張網、 瀬張網、建網、ま	平 25 9 1 か 平 35 8 月 8

		とお り	き刺網、上り落し うえ、う飼漁法及 びしめなわ漁法に よる採捕は、行う ことができない。	31日 まで
内共第 502号	室戸市吉良川町乙 1937番地 吉良川淡水漁業 協同組合 代表 理事 田原 達 彦	11	"	"
内共第 503号	室戸市羽根町甲 877番地 羽根川淡水漁業 協同組合 代表 理事 大石 勝	II	n	11
内共第 504号	安芸郡奈半利町ナ カズ後乙1419番地 10 奈半利川淡水漁 業協同組合 代 表理事 岩内 久実	n	火をき張網り漁漁はきあはる内照に以採籠でるとだあ法。の明ま、建上飼わ捕で、てよ以の網件る、捕囲きのが採がしっに件他る24よ内が照、網、、うな採がしっに件他る24よ内ががしった件他る24よ内ががしっに件他る24よ内ががしった件他る24よ内ががしった件他る24よ内ががしった件他る24よ内ががしった件他る24よ内が範でである。	n
内共第 505号	安芸郡馬路村魚梁 瀬10番地 8 魚梁瀬淡水漁業	JJ	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、	"

_

2

号外第44号	
	5.5
蟒	
\langle	内
当	5
知	
굔	
9月1日(日曜日)	
平成25年9	5:

			よる採捕は14件以 内、まき網による 採捕は3件以内 (高岡郡越知町野 老山発電用えん堤 から下流を操業区 域とする。)の範囲で行 うことができる。	
内共第 514号	須崎市西町一丁目 14番2号 新荘川漁業協同 組合 代表理事 森 勲	II	火光その他の網、まき網、地では網、、 長網、地では網、建網、連門を利用するでは、 でででででででででいる。 でででででいる。 ででいる。 ででいる。 できない。	Л
内共第 515号	高岡郡四万十町榊 山町 7番12号 四万十川上流淡 水漁業協同組合 代表理事 池 田 十三生	n	火光利網、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	"
内共第 516号	四万十市不破申田 山1778番地 2 四万十川漁業協 同組合連合会 代表理事 土居	II	火光その他の照明 を利用する網、ま き網、地びき網、 張網、瀬張網、建 網、まき刺網、上	11

	武夫		り漁漁はきあは明に仲に以よ内に以い建るの網に以よったにあ他るは4き6網件漁45、で捕きはである、採りるの業に以よ内とりがようでは、数るとだちのでは、がるとだちのでは、がるとだちのでは、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな	
内共第 517号	宿毛市橋上町橋上 ヲカハタケ1038番 地1 松田川漁業協同 組合 代表理事 篠原 充廣	n	大利の 大利網網、落法法、なゆ火利を 大利網網、落法法、なゆ火利のの が強刺えしるとだあ他の が強刺えしるとだあ他の が強刺えしるとだめ 大利るの業に以った。 業の大利るのが がしっの建42、て捕囲で はで、て照網件こははできる。	n

漁場のの公号を発売の公子を発売を	漁業権者の住所及 び氏名(法人にあ っては、名称及び 代表者の氏名)	免許 の内 容	制限又は条件	存続期間
内区第 101号	四万十市鍋島1044 番地1 四万十川下流漁 業協同組合 代 表理事 沖 階 吉	平255高県示375とり成年月知告第3のお	なし	平 25 9 1 か 平 30 年 月 日 ら 成 年 月 日 ら 成 年 月 日 で
内区第 102号	II	11	II	"
内区第 103号	II	"	II	"
内区第 104号	II	JJ	11	"